2　前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（財務諸表）

第三条　日本年金機構法（以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（閲覧期間）

第四条　法第四十一条第三項の厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

（利益及び損失の処理）

第五条　機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、国庫納付準備金として整理しなければならない。

2　機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による国庫納付準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（国庫納付準備金の処分）

第六条　機構は、毎事業年度、前条の規定による整理を行った後、厚生労働大臣の承認を受けた金額を超える額の国庫納付準備金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第七条　機構は、前条の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、国庫納付金の計算書に、当該国庫納付金が生じた事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第八条　国庫納付金は、当該国庫納付金が生じた事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第九条　国庫納付金は、年金特別会計業務勘定に帰属する。

（借入金の認可）

第十条　機構は、法第四十三条第一項の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由
二　借入金の額
三　借入金の借入先
四　借入金の利率
五　借入金の償還の方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　その他必要な事項

（重要な財産）

第十一条　法第四十五条の厚生労働省令で定める重要な財産は、土地及び建物とする。

（重要な財産の処分等の認可）

第十二条　機構は、法第四十五条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　処分等に係る財産の内容及び評価額
二　処分等の条件
三　処分等の方法
四　機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（承継時の償却資産に関する経過措置）

第二条　機構の成立の際法附則第十二条第二項の規定により機構に出資されたものとされる資産のうち厚生労働大臣が指定する償却資産については、第二条第一項の指定があったものとみなす。

○厚生労働省令第百六十七号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）及び日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第三百十号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、この省令を制定する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

日本年金機構の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第四十七条）
第二章　経過措置（第四十八条）
附則

第一章　関係省令の整備

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「書類の経由等」を「認可に関する通知等」に、「第九十一条」を「第百二十七条」に改める。

第一条第一項中「厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。以下「令」という。）第二条第二項の規定に該当するときは、その者に関する保険の権限を行うべき地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険事務所長等」という。）」を「同時に二以上の事業所又は事務所（以下単に「事業所」という。）に使用されるに至つたとき（当該二以上の事業所に係る日本年金機構（以下「機構」という。）の業務が二以上の年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。）に分掌されている場合に限る。）は、その者に係る機構の業務を分掌する年金事務所」に改め、同条第二項中「又は事務所（以下単に「事業所」という。）」を削り、「その選択しようとする社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同項第二号中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改める。

第二条第一項中「、同一の社会保険事務所の管轄区域（いずれの社会保険事務所の管轄にも該当しない場合にあつては、地方社会保険事務局の管轄区域（当該地方社会保険事務局の管内の社会保険事務所の管轄区域を除く。）第七十九条第二項及び第三項において同じ。）内において」を削り、「とき」の下に「（前条第一項に規定する場合を除く。）」を加え、「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第二条の二中「第一条又は前条の規定による届出をした社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第三条第一項第二号中「及び管轄社会保険事務所長等」を削る。

第四条第一項及び第五条中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。